

令和6年度区長会アンケート結果

【回答数】 63行政区／75行政区

問1 自治会財源に悩んでいますか
(自治会費の収入不足など)

1. いる 2. いない

【回答】: 1. 12 2. 51

問2 自治会財源の確保として何か取り組みをしている事例がありますか
(自治会費以外の収入、支出の削減など)

【回答】: ・非自治会員からの共益費を考えている。

・自治会費とは別に集会所維持管理費、募金を集金している。

・企業からの自治会費協力金。

・今回防犯灯の交換で高額な費用が出てしまう。町からは金額の半分以上の負担をして欲しかった。

・高齢者(75歳以上)は申請・承認により自治会費が免除できるが、高齢化に伴い免除条件を再検討した。

・自治会活動計画の見直し。

・支出の削減。

・共同墓地の維持費として字以外者から管理費の徴収。

・町からの補助金の活用。

・草刈り作業等の欠席者から欠席金を徴収して財源に充てている。

・それを検討中。

・各家庭のポストにスッポリ入るサイズのファスナーケースに入れて回覧で回している。

・自治会区域内の企業に協賛金を集めている。

・支出の削減、補助金の活用等。

・年会費のほか、集会所修繕用の積立を令和5年より実施。

問3 社会福祉協議会会費や募金などの集金方法について

1. 区長が全世帯集金

2. 班長を通じて区長へ

3. 自治会費(字費)から支出

4. 個々で区長・班長などの役員に持ち寄る(全員が実施)

5. 個々で区長・班長などの役員に持ち寄る(個々の意思・判断で実施)

6. その他()

【回答】: 1. 7 2. 18 3. 41 4. 0 5. 2 6. 4

(『6』の具体的回答) ・次年から字費から支出検討。

・自治会員は回覧回収可。非会員は区長へ連絡の上回収。

問4 自治会の班編成の見直しについて

1. 検討した、または検討している 2. 検討していない

【回答】: 1. 12 2. 51

問5 班編成の見直しを検討するにあたり、最低何戸程度必要と考えますか

【設問4で「1」と回答した方】

【回答】: ・ 5戸・・・3人
・ 7戸・・・1人
・ 9戸・・・1人
・ 10戸・・・4人
・ 18戸・・・1人
・ 120戸・・・1人
・ 特になし・・・1人
・ 班制度そのものを見直す意見・・・1人

問6 自治会活動に関心を持ってもらえる取組事例がありますか

(自治会に関心が低い世帯など)

【回答】: ・ 特に若い世帯の転入者には、区長、班長と同行し加入をうながしている。
・ イベントの開催。
・ (自治会に関心が低い世帯など) 数件あります。班長が大変です。
・ 自治会規則・細則を作成し、承認を得て全戸へ配布した。
・ 関心がすくない人は特になし。
・ 田甲文化祭の実施、新たな歩け歩けの会発足 (健康維持の為)。

問7 自治会総会の開催時期について

(臨時総会も含め複数回総会がある場合は開催月を (例: 3、5月)、総会がない場合は“なし”と記入)

【回答】: ・ 1月・・・2人
・ 2月・・・5人
・ 3月・・・24人
・ 4月・・・15人
・ 5月・・・2人
・ 1月、4月・・・2人
・ 2月、3月・・・1人
・ 3月、5月・・・1人
・ 4月、3月・・・1人
・ 4月、9月・・・1人
・ 5月、11月・・・1人
・ 4月、12月、3月・・・1人
・ 4月、8月、11月、12月・・・1人

・なし・・・6人

問8 自治会役員会の年間開催回数について

【回答】：・0回・・・5人

・1回・・・19人

・2回・・・9人

・3回・・・6人

・4回・・・2人

・5回・・・3人

・6回・・・1人

・8回・・・1人

・10回・・・2人

・12回・・・2人

・1～2回・・・2人

・2～3回・・・2人

・3～4回・・・1人

・4～5回・・・3人

・5～6回・・・1人

・2年ごとに1回・・・1人

・随時・・・1人

問9 総会・役員会（班長会議など）以外の会議開催回数について
（行事【お祭り・防災訓練】などに付随して行われるもの）

【回答】：・1回・・・13人

・2回・・・7人

・3回・・・8人

・5回・・・2人

・7回・・・2人

・12回・・・1人

・15回・・・1人

・1～2回・・・2人

・2～3回・・・1人

・3～4回・・・1人

・4～5回・・・1人

・5～6回・・・1人

・2～5回・・・1人

・10～12回・・・1人

・なし・・・15人

問１０ 副区長・顧問（区長を補佐する）の役職がありますか

（会計などの役職が区長を補佐する場合は非該当）

- １．副区長のみ ２．顧問のみ ３．副区長・顧問の両方ある ４．なし

【回答】： １． 2 4 ２． 0 ３． 7 ４． 3 2

問１１ 副区長は次期区長ですか【問１０で「１又は３」と回答した方】

- １．はい ２．いいえ

【回答】： １． 2 4 ２． 6

問１２ 副区長の選出方法について【問１０で「１又は３」と回答した方】

- １．話し合いによる選出
２．順番
３．区域で順番、その中は話し合い
４．その他（_____）

【回答】： １． 1 2 ２． 7 ３． 9 ４． 4

（『４』の具体的回答）： ・会計→副区長 同年代での協議。

・推薦。

・区長から依頼。

・会計が次期区長。

問１３ 顧問は前区長ですか【問１０で「２又は３」と回答した方】

- １．はい ２．いいえ

【回答】： １． 8 ２． 1

問１４ 顧問はどのように選出されますか【問１３で「２」と回答した方】

【回答】： ・規約で規定。

・元区長や長年居住の協力的な方達。

・前区長。

問１５ 区長事務で負担に感じていることはありますか。（複数回答可）

- １．配布や回覧などの区長配布
２．自治会の総会などの資料作成
３．自治会役員の選定
４．地域住民からの苦情・要望処理
５．自治会費などの集金
６．新規事業を企画する場合の役員等への事前調整
７．転入してきた外国籍の方への対応（生活様式の違いなど）
８．特にない
９．その他（_____）

【回答】： １． 2 3 ２． 1 9 ３． 2 5 ４． 1 6 ５． 3 ６． 7

7. 2 8. 1 4 9. 6

(『9』の具体的回答)：・行事出席。

- ・道路に面している荒地の草刈等を所有者への依頼。
- ・区長がかかわる研修等が多すぎる！又、参加者あつめも区長まかせ！
- ・P／Cが出来ない人が区長になった時P／Cが古く対応出来ない。
- ・町の区長研修等の開催が平日が多いのが大変。
- ・平日の会議への出席。

問16 区長事務で負担軽減を図るための取組事例がありますか

【回答】：・役員事前選定。

- ・広報・回覧・集金は班長→会計 総会資料は会計作成。
- ・会計1名。
- ・前年度各文章をUSBにのこす。
- ・区長は自治会活動には携わらない原則がある。
- ・前年度資料をUSBにて次期役員に渡す。
- ・可能な場合は代理出席（他の役員から）。
- ・募金、会費等（全てではない）を字費より一括納金。
- ・参加者をつのる時は、ちゃんと回覧できるよう！区長の足を使わないように！
- ・区長下に4人班長をおいて分担してもらう（配布物・回覧等）。
- ・今回の社協の募金等、班編成が変更になり過去のデータが使用できず、社協の方に名簿作成をお願いした。
- ・広報配布は班長さまに班の方へ配布依頼している。非会員へは区長が配布。
- ・区長と自治会長を分けている。
- ・年に数回の寄付等集金を4月自治会費集金と同時に行う＝集金は年に一回。
- ・戸数が少ないので、今の所はなんとか・・・。
- ・エクセル等の書式を統一してほしい。
- ・区長、副区長の役割分担等。

問17 他の自治会に聞いてみたいことはありますか

（記入例）自治会への加入に対して困っていること
ごみの集積問題について

【回答】：・自治会には未加入だがゴミ集積所にはゴミを出す。しかしながら集積所管理はしない。

- ・年齢が上がってきて若者も少なくなり行事もなかなか行えなくなって来た。
- ・転入者で自治会に入会したくないが、ゴミを集積所へは出したい人がいる。今迄、転入者が自治会に入会しない例はなく、あつかいに困っている。一度説明を区長と班長で行ったが、引き続き説得していく。ゴミのみ出したい人は準会員として会費の徴収も考えておりますが、いくらぐらい頂いたら良いか事例が

ありましたら教えてください。

- ・総会を行う必要はありますか？コロナ禍でしばらく総会を行っていなかったの
で、再開する必要性が薄くなったと思いましたので。
- ・住民の年齢が70代後半から80代初めとなっており会長をまだしていない方
は 会長職を指名されても出来ようがなく、40年近く自治会運営に携わって
いた方でも自治会を脱会して役員免除を考えている方もいる。本来なら同班の
方が代わってやってあげるのが良いのですが、会長、会計などは誰も代わ
ってやってあげる方もいないのが現状です。反対に自治会を脱会した時のデメ
リットを調べて欲しいと意見を出されたこともあります。幸いにも非自治会員
は1名のみですが、たくさんの非自治会員がいる地区の対応など聞いてみた
い。
- ・我が団地の自治会規約に自治会員以外は既定のゴミ集積所に出してはいけない
と ありますが、町は引き取る義務があるわけで自治会規約が法的に通用する
のか等も確認したい。
- ・体育祭の取組。
- ・アパートの自治会脱会による問題は3年越しで解決（アパートのゴミ集積所設
定）
- ・賃貸アパート住民への働きかけをしているか。
- ・定められた自治会費が徴収できない事業所がある。
- ・ゴミ集積所において他住民が捨てる。
- ・防災対策の初動活動の中で個人情報の壁をどのように考えているのか。
- ・自治会館（集会所）の保守修繕費の捻出方法（借り入れをするのか、積み立て
をしているのか）。使用できなくなった場合、公民館等の利用も念頭に入ってい
るが遠くなれば集まりが悪くなるのではないかと懸念している。（高齢者が増え
るため）。
- ・入会費や年会費の金額。
- ・未入会者のゴミ集積所の使用料の徴収。
- ・区で開催のイベント。
- ・自治会を抜ける人が多く班の世帯数にばらつきがあり班編成の見直しを検討す
るにあたり注意点など。
- ・自治会に加入していない家のゴミ出しをどのように指導しているのか。
- ・非会員のゴミ出しをどうしているか。
- ・毎週土曜日の朝のラジオ体操の運営について。
- ・ゴミ出しのルールを破る方に対しての取組は？
- ・集会所の防犯対策について。
- ・集会所の修繕計画と事業費用の確保について。
- ・自治会費の負担額（年間）について。
- ・新年会、忘年会を実施しているか。実施している場合、参加世帯数は何%くら
いか。
- ・総会等への出席者が少ない。

- ・聞きたい事（時）、他の区長に聞いているので。
- ・自治会未加入者がゴミを出している者への対応。
- ・話に応じない者の対応。
- ・自治会未加入者が字の 행사를やらない気持ちは分かるが町の一斉清掃さえもやらない自己中者へはどうしているのか。
- ・現在、防犯カメラは自治会で設置しているのか。
- ・副区長の役職の手当ては（自治会、町から）。
- ・自治会を抜ける会員が多くなっている。当然、自治会費も減ることになり、集積所の補修も出来なくなる。自治会を脱退した会員の処置は。出来れば、ごみの集積所への捨てさせる事の禁止をしても良いのか。
- ・自治会に入っていない人がゴミの分別をしないで出すので、今後ゴミを役場にもって行ってもらうつもりです。
- ・役員、特に会長順番制で近づくとう退会される。退会してもゴミ集積所の利用を許しているため、何のおとがめもない。他地区行政区のときは「集積所は自治会のものなので未加入者は使えない」と言われてきた。自治会から直接搬入にしてくださいとは言えないのでしょうか。
- ・自治会の加入者を増やすにはどうしたらいいか。
- ・役員の免除や自治会費の免除をしている事例はあるか。
- ・自治会費。
- ・役員報酬。
- ・グランドゴルフ部の有無、費用は。自治会負担か。
- ・若い世代が楽しんでいるイベント。
- ・高齢化率。5年後70歳以上が何割？
- ・自治会役員選定方法。
- ・空地・空き家対策、取組。
- ・自治会存続について。
- ・区長の選出、区長任期。
- ・ゴミの出し方を守ってもらう方法。

※順不同

以上となります。ご協力ありがとうございました。